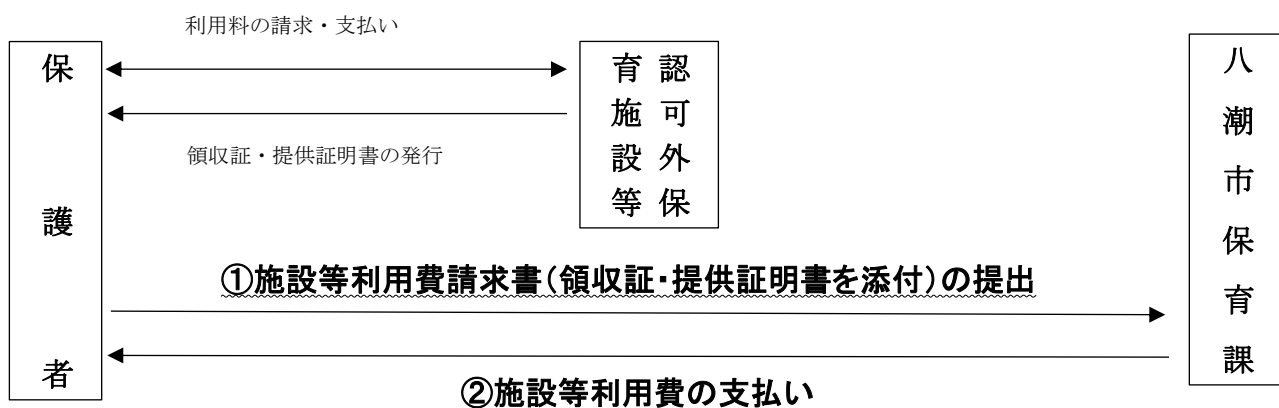


保護者各位

八潮市子育て福祉部保育課長

認可外保育施設等の利用費に係る請求の手続きについて（お知らせ）
令和4年度における施設等利用費に関する請求の手続きについてお知らせいたします。



①施設等利用費請求書の提出について

請求については、3ヶ月毎となります。

令和4年度分の請求について、次のスケジュールを予定しております。

請求期別	受付期間
令和4年4～6月分	7月1日（金）～7月15日（金）
令和4年7～9月分	10月3日（月）～10月14日（金）
令和4年10～12月分	1月4日（水）～1月13日（金）
令和5年1～3月分	4月3日（月）～4月14日（金）

請求書に必要事項をご記入のうえ、施設が発行する領収証・提供証明書を添付し、受付期間内に八潮市保育課窓口（八潮市役所本庁舎2階）へご提出ください。

②施設等利用費の支払いについて

提出をうけた請求書を確認し、請求書に記載された指定口座へ振り込みます。

振り込みは、次のスケジュールを予定しております。

請求期別	支払日	請求期別	支払日
令和4年4～6月分	8月末まで	令和4年7～9月分	11月末まで
令和4年10～12月分	2月末まで	令和5年1～3月分	5月末まで

請求書に不備や不足がありますと、上記スケジュールとは支払日が異なる場合がありますので、予めご了承ください。

よくあるお問い合わせ

Q 施設等利用費請求書は、様式はありますか。

A 様式及び記入例については、八潮市ホームページ又は保育課窓口にて配布しております。

Q 請求書を提出期限内に提出できなかった場合は、施設等利用費はもらえませんか。

A 提出期限内に提出できなかった場合でも、請求書は受け付けます。ただし、対象年月日の翌月1日から2年間過ぎますと請求できなくなりますのでご注意ください。

Q 請求書に添付する領収証・提供証明書を紛失した場合は、どうすればいいですか。

A 施設からの再発行が必要となりますので、施設へお申し出てください。

Q 八潮市外へ転出した場合、何か手続きが必要ですか。

A 住民票のある市区町村での保育認定又は施設等利用給付認定が必要になります。転出された市区町村の保育担当課へお問い合わせください。施設等利用費請求書も転出された市区町村の保育担当課へご提出ください。

その他、ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先へお問合せください。

【問い合わせ先】

八潮市役所保育課保育係

電話:048-996-2111 (内線 314)